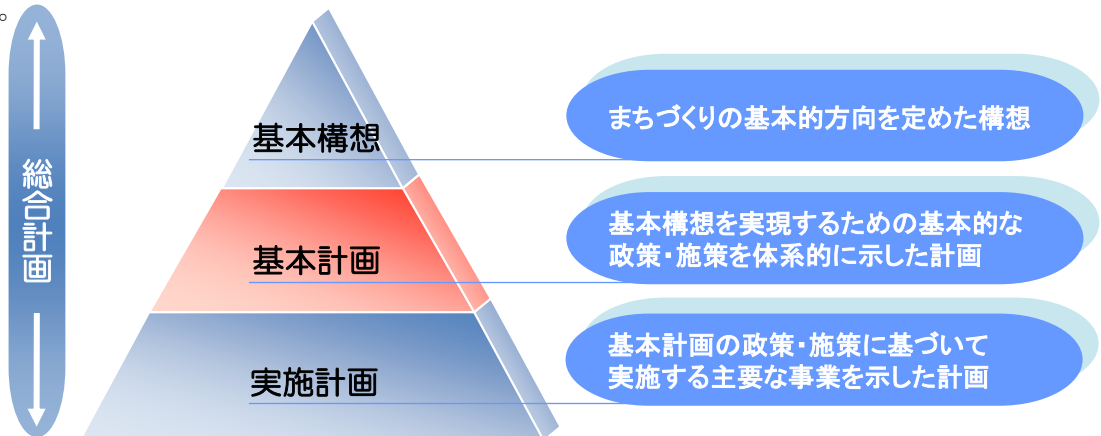


横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1 総合計画の体系

総合計画は、市政運営の方向性を示す最も上位の計画で、平成 37 年（2025 年）を目標にまちづくりの基本的方向を示した「基本構想」、その期間をおおむね二分して施策の体系を示した「基本計画」、3～4 年間の主要事業を示した「実施計画」の 3 層で構成されている。



基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的方向を定める構想。目指す都市像を「国際海の手文化都市」とし、その実現のためのまちづくりに関する基本戦略、基本条件、政策の目標および推進姿勢を定めている。これらの基本的方向は、基本計画および実施計画の基礎となっている。

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的な政策・施策を体系的に示す計画。市の計画的行財政運営の指針としての役割、市民や事業者等のまちづくり活動のよりどころとしての役割を持っている。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本的な政策・施策に基づいて、3 年または 4 年の期間に実施する主要な事業を示す計画。予算編成および事業実施の指針としての役割を持っている。



横須賀再興プラン（横須賀市実施計画 2018—2021）

- 第 3 次実施計画として平成 30 年（2018 年）3 月策定。
- 「経済の再興」と「福祉の充実」の両立を図り、横須賀の再興に向けて重点的に取り組む政策分野と具体的施策を示している。

【基本計画における重点プログラム】

「横須賀市基本計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 33 年度）では、特に重点的、優先的に実行する取り組みとして、次のとおり 5 つの「重点プログラム」を位置付けている。これらの重点プログラムを着実に推進することで、持続可能な発展を遂げる都市の土台をつくるとともに、全政策・施策の先導役として計画全体を力強くけん引する。

《横須賀市基本計画（2011～2021）に掲げる重点プログラム》

プログラム 1 新しい芽を育む	1-1 子どもを産み育てやすいまちづくり
	1-2 人間性豊かな子どもの育成
プログラム 2 命を守る	2-1 誰もが活躍できるまちづくり
	2-2 安全で安心なまちづくり
プログラム 3 環境を守る	3-1 人と自然が共生するまちづくり
	3-2 地球環境に貢献するまちづくり
プログラム 4 にぎわいを生む	4-1 地域経済の活性化と雇用の創出
	4-2 集客や定住を促す魅力的な都市環境づくり
プログラム 5 地域力を育む	5-1 地域と住民の主体性が発揮される枠組みづくり
	5-2 地域を支えるコミュニティ機能の強化

2 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

急激な人口減少、少子高齢化がもたらす負の影響を考察した上で、将来にわたって活力ある地域経済・社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえて、今後 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）を、平成 28 年 3 月に策定した。

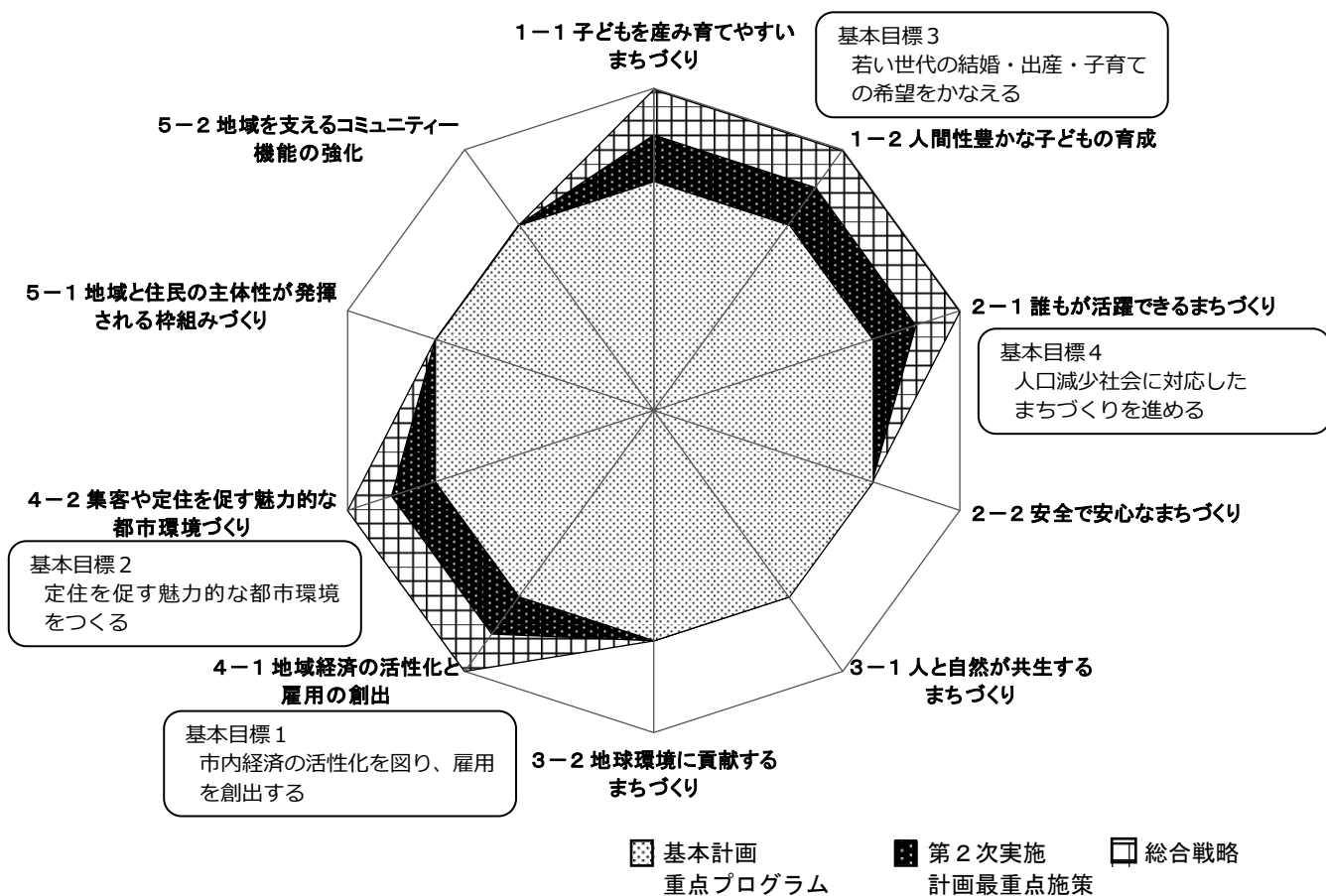
総合戦略では、基本計画に掲げた重点プログラムや、実施計画とその最重点施策など、これまで本市が重点課題の解消に向け取り組んできた施策展開を前提に、4 つの基本目標の実現に向けた施策分野の取り組みをさらに充実させていくという考えの下、必要な施策を展開していく。

《総合戦略の政策分野（4 つの基本目標）》

- 基本目標 1 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する
- 基本目標 2 定住を促す魅力的な都市環境をつくる
- 基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標 4 人口減少社会に対応したまちづくりを進める

【4-1 空き家対策・都市のコンパクト化】 【4-2 健康・医療・福祉対策】

《総合戦略と総合計画の関係イメージ》



※第2次実施計画における最重点施策

「第2次実施計画」（計画期間：平成26年度～平成29年度）では、「急速に進む人口減少」「社会保障費の増大」「地域経済の低迷」を本市の重点課題として捉え、「選ばれるまち横須賀」をビジョンに掲げ、その実現に向けた3つの最重点施策を位置付けている。

計画期間においてこれらの最重点施策に財源を重点的に配分し、施策を推進することとしている。

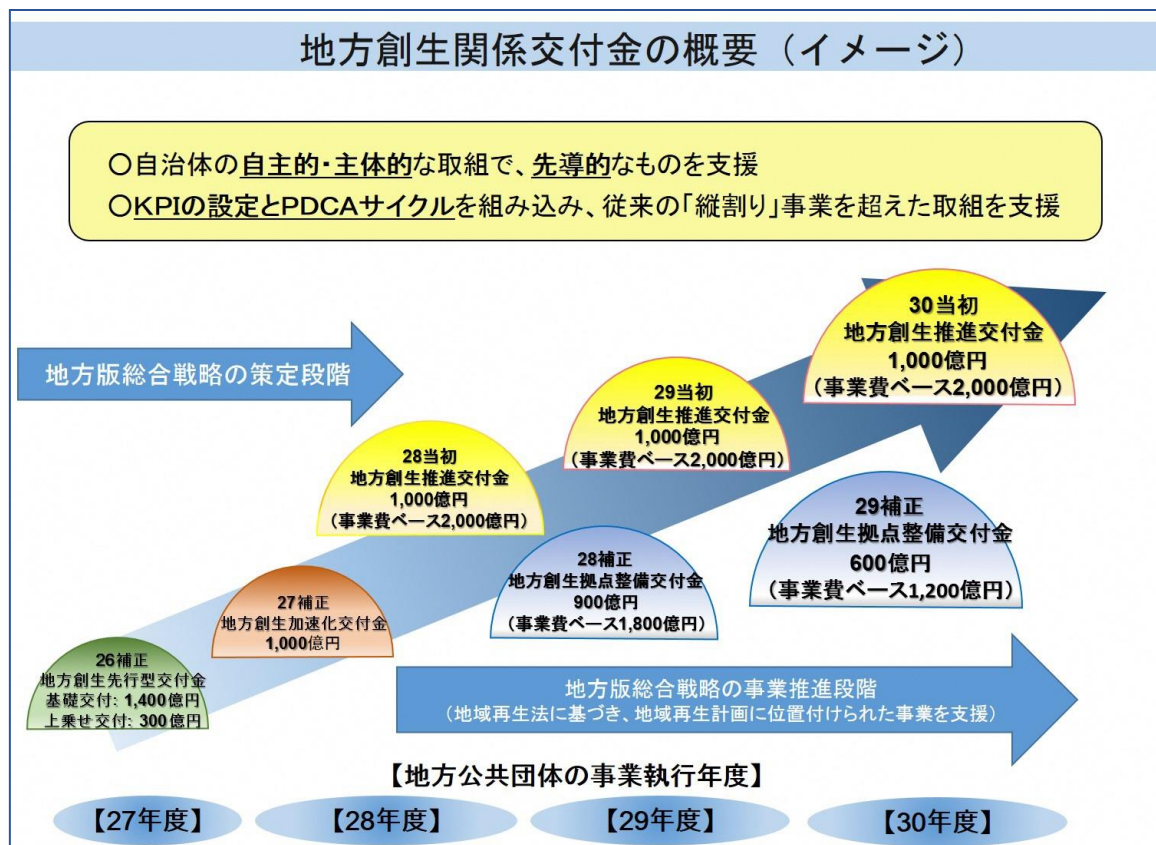
- ・子育て・教育環境の充実
- ・生涯現役社会の実現
- ・地域経済の活性化

なお、2018年3月に策定した新たな実施計画である横須賀再興プランでは、総合戦略の基本目標と対応する4つの最重点施策を掲げている。

3 地方創生関係交付金について

(1) 地方創生関係交付金の概要

地方版総合戦略の策定および実施に当たり、国が、地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援として、次のような交付金を創設している。



(2) 交付金事業等の評価について

交付金事業には、事業の推進状況を測るために重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっている。評価に当たっては、外部有識者等を含む検証機関を設置して、重要業績評価指標（KPI）等を用いて事業の進捗状況・達成度等により評価・検証を行うことが求められている。

(3) 平成 29 年度 (2017 年度) 評価対象事業一覧

①地方創生推進交付金

(単位 千円)

事業名		H29 事業費	交付金額
三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業		73,958	36,977
1	マリンスポーツによるまちづくり事業	10,000	5,000
2	ステップアップインバウンド事業	37,366	18,682
3	住むまち横須賀魅力体験・発信事業	26,592	13,295

②地方創生拠点整備交付金

(単位 千円)

事業名		H29 事業費	交付金額
うみかぜ公園スケートボードパークリニューアル事業		50,050	24,895

③地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) ※

(単位 千円)

事業名		H29 事業費	(H29 寄附額)
ドローン産業集積推進事業		2,908	(800)

※国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄付を行った場合に、寄附額の 3 割を当該企業の法人関係税から税額控除する制度。

4 政策評価委員会について

(1) 設置目的

本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取り組みおよび総合戦略に掲げる施策等を評価し、その推進について必要な助言等を行う。

(2) 会議内容

- ①まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況等に関する意見
- ②その他行政評価に関する必要な事項

(3) 会議開催予定

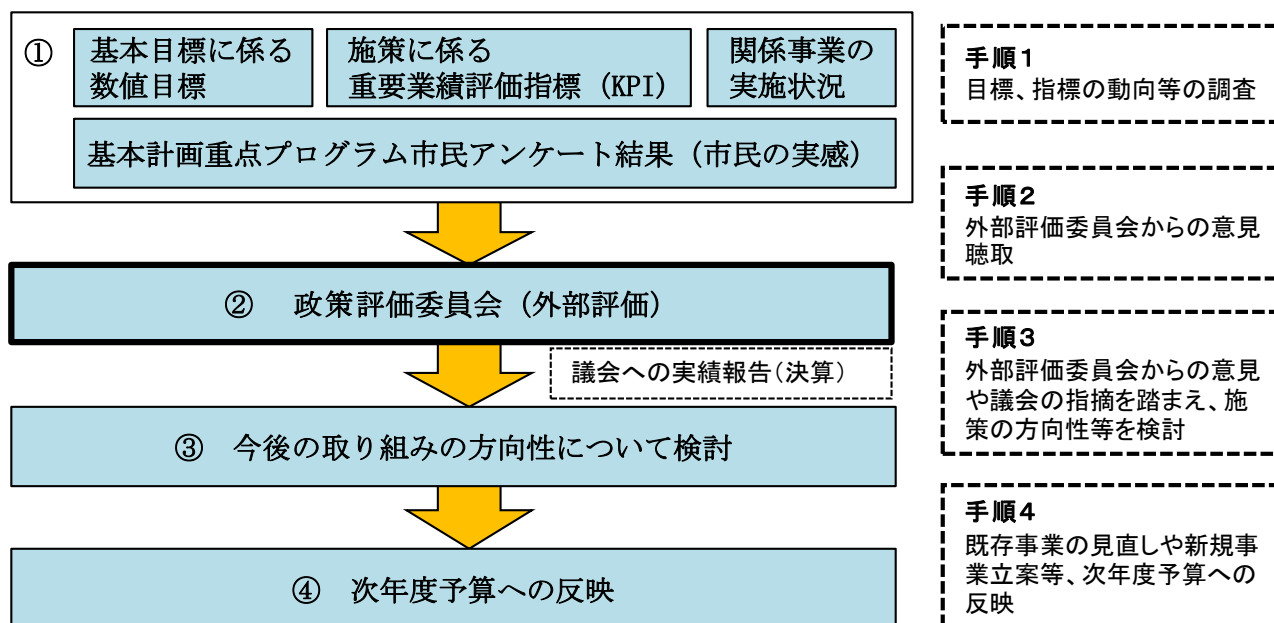
平成 30 年度（2018 年度）： 第 1 回 7 月 5 日（木） 9 時 30 分～12 時 00 分
第 2 回 8 月 2 日（木） 9 時 30 分～12 時 00 分
平成 31 年度（2019 年度）： 6 月～8 月頃 3 回程度

(4) 委員構成

公募市民 2 名
学識経験者 2 名
団体等代表者 11 名

5 政策・施策評価の枠組み（政策評価委員会の役割）

総合戦略の効果検証



手順1. 基礎データの把握（①）

評価の基礎データとするため、以下の状況を把握する。

- ・ 総合戦略数値目標の実績値
- ・ 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況と現状分析・今後の方針
- ・ 事業の実績
- ・ 市民の実感〔市民アンケート〕

手順2. 外部評価（横須賀市政策評価委員会）（②）

基礎データを基に検証を行う。

- ① 4つの基本目標、具体的な施策のKPIについて、「目指す方向性に向かっているか」など、方向性に対する意見を聴取する。
- ② 各基本目標の実現のために、「今後、どのような取り組みを進めていけばよいか」、戦略の見直しを含めた意見を聴取する。

手順3. 今後の取り組みの方向性について検討（③）

外部評価委員会からの意見や議会での指摘等を踏まえ、関係部局において今後の取り組みの方向性等について検討を行う。

手順4. 次年度予算への反映（④）

上記③の検討を踏まえ、予算編成過程において精査のうえ、既存事業の見直しや新規事業立案など次年度予算への反映につなげていく。

横須賀市政策評価委員会委員

平成30年(2018年)6月1日現在 ※敬称略

分野	氏名	所属等
学識経験者	玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部 教授
	豊田 奈穂	関東学院大学経済学部 講師
団体等代表者	天城 直政	神奈川県立保健福祉大学 事務局長
	新井 匡	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 企画調整部長
	有吉 敏	株式会社神奈川新聞社 横須賀支社長
	一條 英仁	京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 まち創造事業部 課長
	工藤 幸久	横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
	小林 純子	横須賀市母親クラブ連絡会 会長
	櫻井 聡	横須賀市PTA協議会 会長
	澄川 貞介	横須賀市連合町内会 会長
	中村 英明	株式会社JTB横須賀支店 支店長
	松尾 健一	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 総務課長・あんしんセンター所長
	山田 真悟	横須賀商工会議所 金融部会部会長 (株式会社横浜銀行理事 横須賀支店長)
公募市民	小原 信治	—
	川名 亘子	—

(分野別五十音順)

政策評価委員会条例

平成27年12月18日

条例第73号

(設置)

第1条 本市の基本計画において重点的かつ優先的に実行する取組及び総合戦略の評価に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 まちづくり評価委員会条例（平成24年横須賀市条例第7号）は、廃止する。